



全社協・地域福祉部 News File No.66

令和3年3月22日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- アフターコロナを見据えた、双方向のメッセージ交流
(鳥取県・八頭町社会福祉協議会)

全社協からのお知らせ

- 全社協「第5回これからの地域づくりを担うソーシャルワーカーの実践力の強化・育成に関する企画委員会」(令和3年3月16日)
- 全社協「令和2年度生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議」(令和3年3月17日)
- 全社協中央福祉学院「令和3年度社会福祉士通信課程短期養成コース」(申込期限:令和3年3月31日まで延長)

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について」及び「住居確保給付金に関するQA(vol7)」(令和3年3月16日)
- 国土交通省「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議を受けた、国土交通省としての対応について(NPO等を通じた孤独・孤立対策)」(令和3年3月16日)

制度・施策等の動向

- 内閣官房「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」(令和3年3月12日)
- 厚生労働省「令和3年度介護報酬改定について」(令和3年3月16日)
- 厚生労働省「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」(令和3年3月19日)
- 厚生労働省「第4回成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」(令和3年3月19日)

情報提供・ご案内

- 関西社協コミュニティワーカー協会 社協現場の声をつむぐ1000人プロジェクト「特例貸付に関する緊急アンケート」(令和3年3月15日)
- 全国校区・小地域福祉活動サミット「イランカラプテからで、どうでしょう 第14回全国校区・小地域福祉活動サミット in 北海道」(令和3年10月22~23日)
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「令和2年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業 共生型サービス★はじめの一步★研修会アーカイブ配信」(令和3年3月31日まで)

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部、市区町村社会福祉協議会

<<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL: 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さまへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さまに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 / 厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web
Home Care & Rehabilitation
Equipment 2020

K-ねっと
※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

アフターコロナを見据えた、双方向のメッセージ交流

(鳥取県・八頭町社会福祉協議会)

まちづくり委員会を基盤に、地域づくりをすすめる八頭町社会福祉協議会では、地域の子どもや大人、施設、団体、地域に関わった学生などが、相互にあったかいメッセージを送り合う「あったかいことばでつながろうプロジェクト」に取り組んでいます。

(双方向のメッセージ交流)

コロナ感染予防対策のため、令和2年3月5日～5月18日まで、町の基本方針に基づき、まちづくり委員会を含む地域行事を中止していました。そこで、これまでの地域のつながりを絶やすことなく、新たなつながりへと発展させることを目的に、双方向のメッセージ交流としてプロジェクトを企画。子どもや学生から高齢者などへのメッセージを募り、手書きのカードをつくって高齢者などに届け、受け取られた際の様子や感想などを町社協がポスターにまとめて、学校などに送るという形でやりとりをしています。

プロジェクトは、コロナ禍での小中学校の福祉学習として、またアフターコロナを見据えた学校とまちづくり委員会の交流の契機にしたいと考え、5月下旬に町教育委員会に相談し、小中学校を訪問して調整。夏休み前に、作成されたメッセージをまちづくり委員会に届け、その反応をまとめたポスターを夏休み明けに学校に届けました。町内に毎年実習にきていた鳥取市内の専門学生たちも、コロナの影響を受けて実習ができず、プロジェクトに参加することで交流を継続しています。

(まちづくり委員会を基盤に活動)

中山間地域に位置する八頭町は、人口約17,000人、高齢化率34.3%。少子高齢化がすすみ、集落を基盤とした活動の継続が難しくなってきた平成24年度から、町内14地区に住民主体の「まちづくり委員会」を段階的に設置してきました。地区にある旧保育所などの施設を拠点として、地域のつながりづくりや健康増進、介護予防の取り組みを推進。現在、12地区で設立され、地域住民と専門職、学生などの地区外の人がつながり、協働する場となっています。

まちづくり委員会は、全体の方向性を決定する委員会と、サロン活動や世代間交流など日々の取り組みを行う事業推進員会で構成。事業推進員は、各集落から選出された60～70代の住民が担っています。また、事務局として集落支援員（地元から推薦を受けたスタッフを町が臨時職員として雇用）が拠点に常駐しています。活動によって各世代のつながりが充実し、福祉意識が高まって、障がい者の社会参加や中間就労だけでなく、高齢者への買い物などの生活支援に取り組む可能性がみえてきました。

前述の活動中止期間中は、ある地区のまちづくり委員会の常勤スタッフが、自主的に戸別訪問を実施。1か月で健康状態が悪くなり認知症状がすすんでいる住民の様子を町に報告したことで、ソーシャルディスタンス・消毒・検温の上、活動を再開することができた経緯があります。



また、これまで大学生のボランティア参加を積極的に受け入れてきた上私都地区まちづくり委員会には、卒業後に集落支援員として同地区に定住したスタッフの声かけで、各地へ旅立っていった学生たちからメッセージが届きました。今も、もう一つの故郷のように大切に思ってくれていることが伝わってきて、彼らに上私都地区で育てた野菜にメッセージを添えたふるさと小包を送り、心の交流を続けています。

未来の豊かなつながりアクション | 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

全社協からのお知らせ

全社協「第5回これからの地域づくりを担うソーシャルワーカーの実践力の強化・育成に関する企画委員会」(令和3年3月16日)

令和3年3月16日、「第5回これからの地域づくりを担うソーシャルワーカーの実践力の強化・育成に関する企画委員会」(委員長：上野谷 加代子 同志社大学 名誉教授)が開催され、①モデル研修の進め方、②研修の実施方法、③テキスト(販売用教材)について検討が行われました。

全社協地域福祉推進委員会と全国社会福祉法人経営者協議会では、地域共生社会の実現に向けて、地域のネットワークを広げながら持続可能な地域づくりと地域生活課題の解決を目指すために、令和2年7月31日に『ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けた共同宣言～社会福祉法人と社協のさらなる連携・協働へ～』をとりまとめました。

この共同宣言では、社会福祉法人・福祉施設、社協等が連携・協働して、地域生活課題の発見や情報共有を図り、地域住民や多様な福祉組織・関係者との「連携・協働の場」を活性化させ、地域生活課題の解決に向けた多様な実践や事業・活動の開発・展開を進めることとしています。

本企画委員会では、この共同宣言の具体化を図るために、社会福祉法人・福祉施設、社協等が、市区町村圏域において、地域生活課題や社会資源等を情報共有し、ネットワーク組織の活性化のきっかけとなるように、職員同士が一緒になってソーシャルワークについて学ぶことができる研修プログラムの開発に向けた検討を進めています。

3月26日には、山口県社会福祉協議会と山口県社会福祉法人経営者協議会の協力のもと、地域生活課題の解決と地域づくりに向けたソーシャルワークの実践力の強化・育成を図ることを目的に、モデル研修を開催します。

モデル研修の内容等を踏まえ、研修プログラムやテキスト開発等を進め、令和3年秋頃以降に講師養成研修を開催し、全国各地での普及を図ることとしています。

これからの地域づくりを担うソーシャルワーク現任者の実践力の強化・育成に関する企画委員会委員名簿 (敬称略・五十音順)

	氏名	所属・役職
委員長	上野谷 加代子	同志社大学 名誉教授
委員	大河原 修	山口県社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	菊地 月香	全国社会福祉法人経営者協議会/同愛会 常務理事(栃木県)
委員	空閑 浩人	同志社大学 社会学部社会福祉学科 教授
委員	堤 洋三	全国社会福祉法人経営者協議会/六心会 理事長(滋賀県)
委員	原田 正樹	日本福祉大学 副学長

〔オブザーバー〕日本ソーシャルワーク教育学校連盟

全社協「令和2年度生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議」（令和3年3月17日）

令和3年3月17日、東日本大震災10年を振り返り、これまでの生活支援相談活動の経験と課題を共有した上で、今後の生活支援相談員が果たす役割や支援のあり方等について考察し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた社協活動の充実を図ることを目的として、「令和2年度生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議」が開催され、全国から約50名が参加しました。

会議では、「東日本大震災10年における生活支援相談活動の取組」について、岩手県社協、宮城県社協、福島県社協から報告を行い、その内容を踏まえ、各グループにわかれ、①生活支援相談活動の現状や課題、②今後の「ともに生きる豊かな地域社会」を見据えた支援体制の構築、今後の支援の展望等について意見交換を行いました。

参加者からは、「生活支援相談員は被災者支援や個別支援しかしないという狭義の捉え方ではなく、数年先のイメージを持ちながら、生活支援相談員を育成する視点が必要であると感じた」「災害対応という応急的な活動ではあるが、この実績を次の地域づくりにどのように生かしていくかが課題である」「平時に移行した中で、新たな生活課題が発生した場合、支援体制をどのように築いていくかが課題である」等の意見が出されました。

令和2年度生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議

時間	
13:30~13:40 (10分)	【全体】 挨拶・報告「生活支援相談活動をめぐる動向」 全社協地域福祉部長 高橋 良太
13:40~14:25 (45分)	【全体】(15分×3社協) 報告「東日本大震災10年における生活支援相談活動の取組」 ①岩手県社協地域福祉企画部部长兼ボランティア・市民活動センター所長 斉藤 穰 氏 ②宮城県社協震災復興・地域福祉部震災復興支援室主幹 北川 進 氏 ③福島県社協地域福祉課避難者生活支援・相談センター長 渡辺 誠一 氏
14:30~15:30 (60分)	【ブレイクアウトセッション】 グループ討議「生活支援相談活動の展開と今後の支援の展望」 ①生活支援相談活動の現状や課題について ②今後の「ともに生きる豊かな地域社会」を見据えた支援体制の構築、今後の支援の展望等について
15:30~16:00 (30分)	【全体】 全体共有「グループ討議の内容の共有と今後の展望」 ①岩手県社協地域福祉企画部部长兼ボランティア・市民活動センター所長 斉藤 穰 氏 ②宮城県社協震災復興・地域福祉部震災復興支援室主幹 北川 進 氏 ③福島県社協地域福祉課避難者生活支援・相談センター長 渡辺 誠一 氏 ④全社協地域福祉部長 高橋 良太

全社協中央福祉学院「令和3年度社会福祉士通信課程短期養成コース」(申込期限:令和3年3月31日まで延長)

全社協中央福祉学院では、新型コロナウイルス感染防止ための特例的な対応として、命を預かる職務にある受講者に安心して受講いただけるよう、「令和3年度社会福祉士通信課程短期養成コース」のすべてのスクーリングをzoomと動画配信で実施することになりました。また、申込期限を令和3年3月31日まで延長します。

社会福祉士通信課程短期養成コースをオンラインのみでスクーリングを受講できる貴重な機会です。ソーシャルワークの実践力を磨き、国家資格「社会福祉士」を目指すため、ご受講をご検討ください。

なお、昨年度は、全国の社協から48名の方が本コースを受講されています。

全社協中央福祉学院「令和3年度社会福祉士通信課程短期養成コース」

【修業期間】令和3年4月16日～令和4年1月15日(9か月間)

【費用】授業料188,400円 選考料5,100円(推薦申込の場合は不要)
※「相談援助実習」が必要な方は、別途実習指導料234,300円が必要。

【定員】560名

【申込期限】**令和3年3月31日(消印有効)まで延長**

【入学要件】中央福祉学院等の社会福祉主事養成機関を修了後(※)、指定施設における相談援助業務に2年以上従事した方等。

(※)いわゆる「3科目主事」や「社会福祉主事講習会」は含まれない。

(参考) 相談援助業務の実務経験として認められる社協関連の主な職種

施設・事業等種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援業務	専門員 相談援助業務を行っている職員
市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている職員
生活困窮者自立相談支援事業を行っている 自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員
生活困窮者家計改善支援事業を行っている 事業所	就労支援員 家計改善支援員(家計相談支援員を含む)
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員

【主な特色】

① 全国の短期養成校のなかで最多の合格者数

第32回国家試験(令和元年度)新卒合格者数第1位(162名)
(全国16校の社会福祉士短期養成校の中で第1位)

② 働きながら学びやすい環境

スクーリング日程はすべて土日開催(複数コースから選択可)

③ 充実した独自の試験対策プログラム

自己学習用メール配信、試験対策講座や全国统一模擬試験等を実施、独自の試験対策資料を発行し、国家試験に向けて強気にサポート

④ 経済的負担を軽減

所定の手続きを行い、規定の要件を満たすと最大70%の学費が還元(厚生労働省・専門実践教育訓練給付制度指定講座)

⑤ 熟練の講師陣の充実した指導

全国を舞台に活躍している熟練した講師陣による、ソーシャルワーカーとしての力量を高める指導内容

中央福祉学院 第8期社会福祉士通信課程短期養成コース

<https://www.gakuin.gr.jp/training/course291.html>

中央福祉学院 社会福祉士短期養成コース入学説明会動画

<https://www.gakuin.gr.jp/info/training/info13905.html>

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について」及び「住居確保給付金に関する QA (vol7)」(令和3年3月16日)

令和3年3月16日、厚生労働省は、新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議がとりまとめた「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」を踏まえ、事務連絡「生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について」及び「住居確保給付金に関する QA (vol7)」を発出しました。

これまで住居確保給付金の支給が終了した方に対して、令和3年2月から3月末までの間、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り再支給を可能としてきたところですが、今回の事務連絡により、生活困窮者自立支援法施行規則を改正し、申請の期間を令和3年6月30日まで延長することが示されました。

なお、申請を開始する時期は、生活困窮者自立支援法施行規則改正後(令和3年4月1日)を予定しており、特例による再支給の申請は1度限りとされます。

厚生労働省 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000754369.pdf>

厚生労働省 住居確保給付金に関する QA (vol7)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000754370.pdf>

内閣官房 新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/corona_hiseiki/dai1/gijisidai.html

国土交通省「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議を受けた、国土交通省としての対応について (NPO 等を通じた孤独・孤立対策)」(令和3年3月16日)

令和3年3月16日、国土交通省は、新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議がとりまとめた「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」を踏まえ、住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充策を示しました。

具体的には、住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業について、入居前の相談や紹介だけではなく、孤立・孤独対策としての入居後の見守りや、生活相談・就労支援等を行う場合には、補助上限額を200万円引き上げることとしています。

<居住支援法人への支援(居住支援協議会等活動支援事業)>

- 居住支援法人が行う次の活動に対する補助
 - ①入居前支援、②入居中支援、③死亡・退去時の支援、④セミナー・勉強会等の開催(①は必須、②～④は任意)
- 補助上限額：1,000万円※(補助率10/10)交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付
 - ※ **孤独・孤立対策として見守り等を実施する場合は補助上限額1,200万円**
 - 外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円

国土交通省 新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議を受けた、国土交通省としての対応について (NPO 等を通じた孤独・孤立対策)
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001391385.pdf>

制度・施策等の動向

内閣官房「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」（令和3年3月12日）

令和3年3月12日、社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため、「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」（議長：坂本 哲志 孤独・孤立対策担当大臣）が開催されました。

今回の会合では、孤独・孤立対策の当面の取組の柱として、3つのタスクフォース（①ソーシャルメディアの活用に関するタスクフォース、②孤独・孤立の実態把握に関するタスクフォース、③孤独・孤立関係団体の連携支援に関するタスクフォース）を立ち上げることが報告されました。

①ソーシャルメディアの活用に関するタスクフォース

- これまで指摘されているソーシャルメディア利用に関する問題点を踏まえつつ、孤独・孤立の問題や自殺防止対策に対応していく観点から、効果的な方策を提示するため、ソーシャルメディア関係者及び行政側によりタスクフォースを編成して共同して作業を行う。必要に応じアドバイザーより意見を聴取する。
- タスクフォースにおいては、これまで指摘されているソーシャルメディア利用に関する問題点を踏まえつつ、ソーシャルメディアの利用者に対する適切な情報提供支援方策、相談体制の充実と連携強化、事業者とNPO法人との連携推進等について検討を行う。

②孤独・孤立の実態把握に関するタスクフォース

- 孤独・孤立をめぐる問題や社会調査に関して学識経験を有する者、各行政分野において孤独・孤立の把握に資する統計・データを作成している関係府省等で構成するタスクフォースを編成する。
- タスクフォースにおいては、「孤独」「孤立」をどのように捉えるのか考え方を整理した上で、孤独・孤立に係る実態把握の現状と課題の洗い出し、今後の取組等について検討を行う。

③孤独・孤立関係団体の連携支援に関するタスクフォース

- 「孤独・孤立対策」については、NPOをはじめ民間団体が地域等において様々な活動を行っている。また、行政も様々な施策を通じて支援を行っている。
- 孤独・孤立への支援を必要とする人々に、必要かつ適切な支援が効果的に届くようにするためには、支援を実施している団体が、手続きの簡素化など、より活動しやすくなるようにするとともに、様々な活動・支援の一層の連携が必要である。
- 内閣官房（孤独・孤立対策担当室）を中心に、NPO等民間団体の支援策を講じる関係省庁で構成するタスクフォースを編成する。
- タスクフォースでの検討に当たっては、必要に応じて学識経験者、NPO等の団体との意見交換等を行い、連携支援の取組を深化させていく。

今後、6月の骨太の方針に施策を盛り込めるように、孤独・孤立の実態把握、「つながり」による予防、相談などの孤独・孤立に陥った方への支援、支援情報の提供等について、進め方を含めて政策を整理し、孤独・孤立対策をとりまとめていくこととしています。

内閣官房 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu/dai1/siryuu.html

内閣官房 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議 議事録

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu/dai1/gijiroku.pdf

厚生労働省「令和3年度介護報酬改定について」（令和3年3月16日）

令和3年3月15日、厚生労働省は、令和3年度介護報酬改定に関する報酬告示等を公布し、翌16日には、関係通知等を発出しました。さらに、19日には、「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）」が発出されています。

令和3年介護報酬改定関連通知（主に社協が実施する介護サービス関連）

- ① 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000754976.pdf>
- ② 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000754979.pdf>
- ③ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000754988.pdf>
- ④ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000754991.pdf>
- ⑤ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000754995.pdf>
- ⑥ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000754996.pdf>
- ⑦ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000754997.pdf>
- ⑧ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755002.pdf>
- ⑨ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000756128.pdf>
- ⑩ リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755018.pdf>
- ⑪ 通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755019.pdf>
- ⑫ 科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755025.pdf>
- ⑬ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000756265.pdf>
- ⑭ 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000756266.pdf>
- ⑮ 令和3年度介護報酬改定Q & A（Vol.1）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000756267.pdf>

厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

厚生労働省「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（令和3年3月19日）

令和3年3月19日、「認知症」の定義を最新の医学の診断基準に則した内容に見直し、今後の変化に柔軟に対応できるようにする「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（政令第54号）が公布されました。

具体的には、以下の内容を規定する改正が行われました。

- 診断名がついて「疾患」として明確なものだけではなく、何かしらの症状はあるが原因が「特定不能」のようなものも含むこと
- せん妄や鬱病等の認知症以外の精神疾患によるものを含まないこと

介護保険法（平成9年法律第123号）

（認知症に関する施策の総合的な推進等）

第5条の2 国及び地方公共団体は、**認知症（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。以下同じ。）**に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

（認知症）

第1条の2 **法第五条の二第一項の政令で定める状態**は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とする。

厚生労働省 令和3年3月19日（号外第60号）介護保険法施行令等の一部を改正する政令
<https://kanpou.npb.go.jp/20210319/20210319g00060/20210319g000600000f.html>

厚生労働省「第4回成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」（令和3年3月19日）

令和3年3月19日、厚生労働省は、「第4回成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」が開催され、これまでの議論を踏まえた取りまとめ（案）が示されました。

この取りまとめ（案）では、①審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策、②市町村申立における親族調査の在り方、③成年後見制度の利用促進に関する現状と今後の課題等が示されています。

「①審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策」については、申立基準に関する基本的な考え方として、成年後見制度の対象者の状況を的確に把握した上で、対象者の権利擁護支援を迅速かつ適切に行うとともに、施設所在地への申し立ての過度の集中を防ぐ観点から、居所と住所地が異なる市町村である場合における審判請求の申立は、原則として、生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村等となる市町村がまずは審判請求を行うべきであるとしています。

しかし、上記は原則であり、例えば、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が、本人の状況をよく把握している場合等において、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではないことを併せて示す必要があるとしています。

また、居所となる施設所在地市町村や中核機関等が医師の診断書、本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、審判請求を行う市町村に対して協力することは、迅速な申し立てに資するものであると考えられるため、審判請求を行う市町村の要請に応じ、協力することの必要性についても併せて示す必要があるとされています。

「②市町村申立における親族調査の在り方」に関しては、親族調査について、①親族の有無を確認する「戸籍調査」、②親族が後見申立を行う意向があるかを確認する「意向調査」、③（親族が後見申立を行う意向の有無は関係なく）成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する「利用意見調査」の3つがあり、通知（平成17年7月29日付厚生労働省老健局計画課長事務連絡）において示しているフロー図において明確に①から③を区別した上で、虐待等の緊急事案においては、②の「意向調査」そのものを省略可能とする取り扱いを示すべきであるとしています。

また、迅速な審判請求という観点から②の「意向調査」や③の「利用意見調査」については、制度利用に対する親族同意や賛同までは必要としないことも併せて通知において示すことが重要であるとしています。

「③成年後見制度の利用促進」に関しては、申立の実施状況や利用支援事業の実施状況について、市町村間格差があることから、どのような場合に成年後見制度の利用が必要なのかという点についての共通認識形成と制度の利用促進も必要ではないかという意見があったことから、成年後見制度利用促進計画や中間検証報告書記載の取り組みを引き続き実施していくことが求められるとしています。

厚生労働省 第4回成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17456.html

情報提供・ご案内

関西社協コミュニティワーカー協会 社協現場の声をつむぐ 1000 人プロジェクト「特例貸付に関する緊急アンケート」(令和 3 年 3 月 15 日)

関西社協コミュニティワーカー協会(※)が、特例貸付の現状と今後の貸付のあり方を明らかにするために、アンケート調査を実施しました。みなさまのご協力のおかげをもちまして、1,184 人もの社協職員から回答がありました。アンケートには、特例貸付の最前線で奮闘する全国の社協職員の切実な声、未来への願いが詰まっています。

アンケート実施期間中に総合支援資金の再貸付が決まり、さらに 3 月 12 日には受付期間のさらなる延長について厚生労働省から各都道府県社協に説明がありました。こうした事態を受け、アンケート結果の速報と今後に向けた提案を公表します。

(※) 関西社協コミュニティワーカー協会(通称: 関コミ)は、「住民主体」の社協活動をめざし、地域福祉の発展と向上を図ることを目的に、社協ワーカーとしての専門性と社会的地位の向上を図るため、平成 6 年に関西を中心とする社協ワーカーにより立ち上げた任意団体です。会員・賛助会員 167 人(令和 3 年 2 月現在)

関西社協コミュニティワーカー協会「社協現場の声をつむぐ 1000 人プロジェクト」 緊急メッセージ(令和 3 年 2 月 4 日 中間報告の追記)

1. 特例貸付の意義と限界

- 特例貸付は、迅速な資金を供給してきており、他の給付が少ない中、「命と生活」をつないできました。しかし迅速さを求める一方で、「丁寧な相談支援ができないジレンマ」を非常に多くの職員が抱えています(76%)。新型コロナウイルスの影響が長期化する中、貸付だけでは生活に困窮している状態にある方を支援することには限界があり、公的支援の一層の拡充と、さらなる重層的な相談支援体制の強化が必要不可欠です。

2. 特例貸付だけでない新たな困窮者支援策が必要

- 2 回目の緊急事態宣言、新型コロナウイルス感染症収束の兆しが見えない中、生活が困窮し深刻化する世帯が増えています。特例貸付借入後もなお、生活に困窮している世帯が生活保護を申請するにはハードルが高い状況にあるため、生活保護制度のより一層の弾力運用を求めます。そして、何よりも貸付に代わる新たな困窮者支援策の早期創設など、「より良い困窮者支援」に向けた公的施策の実施を求めます。

3. わたしたち、社協職員は、エッセンシャルワーカー

- わたしたちは、限られた職員体制の中、人々の生活にとって必要な不可欠な「エッセンシャルワーカー」として、感染リスクへの不安を抱えながら、困窮している方々へと向き合い、対応してきたソーシャルワーカーです。新型コロナウイルス感染症対策を実施する中で、困窮している人を目の前に十分な対応ができないストレスやジレンマを抱えながら、「今できる」ことに取り組んでいます。

4. 現場にいるわたしたちの声を聴いてください

- 社協は、住民代表などにより構成される民間団体であり、職員は福祉に誇りとやりがいを持った民間の福祉専門職です。地域福祉推進を使命とする組織であり、行政との協働は不可欠です。
- 今回のアンケートでは、特例貸付の現場において「制度の頻繁な変更や現場への周知方法への疑問を感じた(91%)」、「現場の課題や意向が反映されない、またはされる場がないことへの無力感を感じた(72%)」という割合が非常に高くなっています(※)。
- このアンケートによって見えるわたしたちの切実な声をはじめ、相談現場の状況と意見に耳を傾けていただき、全社協・都道府県社協等とも緊密に連携し、今後の困窮者対策においては官民協働による施策立案を切に願います。

(※) 設問 20、特例貸付業務で行ったことで「非常にあった」「あった」と回答した割合

関西社協コミュニティワーカー協会 特例貸付に関する緊急アンケート「速報」について
<https://blog.canpan.info/kancomi/archive/172>

全国校区・小地域福祉活動サミット「イランカラプテからで、どうでしょう 第14回全国校区・小地域福祉活動サミット in 北海道」(令和3年10月22～23日)

令和2年、新型コロナウイルスの影響により、中止を決定した「全国校区・小地域福祉活動サミット」を今年オンラインで開催することといたしました。

初めての試みではありますが、オンラインのメリット活かし、全国ネットでつながりを共有しましょう。終了後に全体会・全分科会の録画DVDを申込者に配送する予定です。

イランカラプテからで、どうでしょう 第14回全国校区・小地域福祉活動サミット in 北海道

- 【日時】 令和3年10月22日(金)～23日(土)
※ 両日とも13時30分～16時30分
- 【主催】 第14回全国校区・小地域福祉活動サミット in 北海道実行委員会
- 【共催】 小地域福祉活動を楽しむ全国ネットワーク～ほか調整中～
- 【後援】 ～調整中～
- 【参加費】 未定
- 【開催方法】 zoom ミーティングを使用したオンライン形式
※ 市区町村によって社協が集合形式で会場を設置できる場合があります
- 【参考】 全国校区・小地域福祉活動サミットとは、小学校区や中学校区などの小地域で、地域福祉活動に取り組む全国の実践者が集う交流会です。
- 【今後の予定】 5月に大会ホームページを開催予定です。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「令和2年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分) 共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業 共生型サービス★はじめの一步★研修会アーカイブ配信」(令和3年3月31日まで)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社は、「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」(令和2年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分))において、「共生型サービス★はじめの一步★研修会」を開催し、研修会の様子をアーカイブ配信しています(令和3年3月31日まで)。

共生型サービス★はじめの一步★研修会アーカイブ配信

- プログラムⅠ. 趣旨説明・委員長報告 ルーテル学院大学名誉教授 和田 敏明 氏
URL: https://youtu.be/N_6mNUAH4Kk
- プログラムⅡ. 制度説明 厚生労働省
URL: https://youtu.be/e7uWTBLz_6c
- プログラムⅢ. 事例報告会
 - 報告者: 特定非営利活動法人デイサービスこのゆびとーまれ理事長 惣万 佳代子 氏
URL: <https://youtu.be/1sVK6y-uIFg>
 - 報告者: 特定非営利活動法人コレクティブ理事長 川原 秀夫 氏
URL: <https://youtu.be/RVaWEmJ9PyA>
 - 報告者: 株式会社ハート&アート代表取締役 茂木 有希子 氏
URL: <https://youtu.be/UFTztQbDsLY>
 - 報告者: 一般社団法人恵幸会代表理事 平澤 利恵子 氏
URL: https://youtu.be/t_MwIdH3WWw
 - 報告者: 特定非営利活動法人ちば地域生活支援舎代表理事 太齋 寛 氏
URL: <https://youtu.be/IOr7SR3ALYk>
 - 報告者: 社会福祉法人同愛会理事長 菊地 達美 氏
URL: <https://youtu.be/gYsRCOyEUWI>
 - 報告者: 社会福祉法人誠光会身体障害者支援施設誠光荘施設長 眞下 宗司 氏
URL: <https://youtu.be/suA85I4aHvk>
 - 報告者: 社会福祉法人弘和会理事長 畝 和弘 氏
URL: <https://youtu.be/DrzE04vZX44>
 - 報告者: 豊田市福祉部障がい福祉課主査 尾崎 洸哉 氏
URL: https://youtu.be/48_7qFMLf3g

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 共生型サービス★はじめの一步★研修会アーカイブ配信
<https://www.murc.jp/cam/kyosei2020/>